

Title	いわゆる金融資産の会計処理の再構成
Sub Title	Reconstruction of accounting of financial asset
Author	笠井, 昭次(Kasai, Shoji)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2013
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.56, No.3 (2013. 8) ,p.57- 81
JaLC DOI	
Abstract	今日、いわゆる金融資産の処理規約については、制度的には、その保有目的に従って、売買目的の金融資産は、時価評価(かつ、その時価差額の損益計上)、満期保有目的の金融資産は、償却原価評価(かつ、その償却原価差額の損益計上)とされている。そして、現代会計理論の関心は、主として、制度的に規定されたそうした個々の処理規約の正当化を図ることにあるようである。逆に言えば、同位の概念レベルにある売買目的の金融資産の時価と満期保有目的の金融資産の償却原価との関係、あるいは、それらの上位概念である金融資産一般の評価規約と、その下位概念である時価・償却原価との関係については、さしたる関心がないようである。そのために、金融資産の処理規約は、全体としてみると、けっして首尾一貫した体系をなしていないと言ってよいであろう。本稿は、その点に格別の留意を払いつつ、金融資産一般の処理規約を再構成することとしたい。
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20130800-0057

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

いわゆる金融資産の会計処理の再構成

笠井 昭 次

<要 約>

今日、いわゆる金融資産の処理規約については、制度的には、その保有目的に従って、売買目的の金融資産は、時価評価（かつ、その時価差額の損益計上）、満期保有目的の金融資産は、償却原価評価（かつ、その償却原価差額の損益計上）とされている。そして、現代会計理論の関心は、主として、制度的に規定されたそうした個々の処理規約の正当化を図ることにあるようである。逆に言えば、同位の概念レベルにある売買目的の金融資産の時価と満期保有目的の金融資産の償却原価との関係、あるいは、それらの上位概念である金融資産一般の評価規約と、その下位概念である時価・償却原価との関係については、さしたる関心がないようである。そのために、金融資産の処理規約は、全体としてみると、けっして首尾一貫した体系をなしていないと言っ

てよいであろう。

本稿は、その点に格別の留意を払いつつ、金融資産一般の処理規約を再構成することとしたい。

<キーワード>

事業資産・金融資産分類、待機分資産・充用分資産・派遣分資産分類、投機目的有価証券（売買目的有価証券）、定利獲得目的金融資産（満期保有目的金融資産）、割引債、貸付金、売掛金、時価、償却原価（増価）、割引現在価値

今日、損益にかかわる金融商品としては、一般に、売買目的有価証券と満期保有目的金融資産とが認められている。その場合に問題なのは、その両者を括る上位概念であるが、一般的には、主観のれんの有無をメルクマールとした事業資産・金融資産分類における金融資産とみなされているようである。しかし、山榊忠恕¹⁾によって提唱された企業資本等式¹⁾によれば、損益の産み方の相違をメルクマールとした待機分資産・充用分資産・派遣分資産分類における派遣分資産として位置づけられている。

現行会計の計算目的は損益計算にあるとみてよいと思われる。そこで、事業資産・金融資産分類および待機分資産・充用分資産・派遣分資産が、この損益計算という計算目的に適合している

1) 企業資本等式の詳細については、笠井 [2005] 第3章を参照されたい。

のかどうか、ということがまずもって問われなければならない。その点をⅠにおいて検討する。

次いでⅡにおいて、売買目的有価証券および満期保有目的金融資産の評価規約について、それが導出されるプロセスを再検討しよう。一般的には、前者は時価で、後者は償却原価で評価されるとみなされているが、しかし、その時価と償却原価との関係は、けっして定かではない。そこで、両者の関係を意識しながら、その評価規約を再構成することとしたい。

そして最後にⅢにおいて、纏めを兼ねて、売買目的有価証券および満期保有目的金融資産の妥当な評価規約を定式化するためには、損益計算にとり妥当な資産分類の形成が不可欠であることを明らかにしたい。

Ⅰ 派遣分資産の概念規定を巡って

本稿では、派遣分資産は、「資本を時間的に貸与することにより、その貸与目的（保有目的）に規定された評価額（何らかの割引現在価値額）の時間的な増減差額の獲得を期待して取得された経済財」と定義されているが、ここでは、そうした派遣分資産の概念規定の妥当性を巡って、現金と派遣分資産との関係、および投機目的有価証券と派遣分資産との関係を、それぞれ（１）および（２）で検討する。

（１）現金と派遣分資産との関係

筆者が準拠する企業資本等式においては、現金は、派遣分資産に含まれず、待機分資産という別個独立の資産カテゴリーを形成している。それに対して、今日普及しているのは、主観のれん学説などによって提唱されている事業資産・金融資産という資産分類であるが、その金融資産という概念には、一般に現金が含まれているようである。派遣分資産も資本貸与活動（金融活動）にかかわっているいじょう、金融資産概念とは類縁性があるはずであるが、どうして、このような相違が生じているのであろうか。この点の究明により、派遣分資産という概念の妥当性を明らかにすることが、ここでの検討課題である。

（い）事業資産・金融資産分類に関する疑問

事業資産・金融資産分類における金融資産には、現金が含まれているようなので、ここでは、現金以外の金融資産を、便宜、「金融資産」と表記することにしよう。「金融資産」と現金とを、金融資産というひとつの概念に括ることに、次のようなふたつの疑念が、ある。まず第1は、「金融資産」は、基本的にはいずれも損益を産む²⁾のに、現金は、現行会計のように名目資本維持計算の場合には、それ自体としては損益を産まないことである。したがって、損益を産むという視点からすれば、「金融資産」は、むしろ事業資産と類縁性があると言うべきであらう。損益を

2) ただし、手付金のように、今日の商慣習では、一般的には損益を産まないものもある。しかし、手付金の場合、現金のように、本来的に損益計算を産まない、というのではない。その目的が売却行為の確実性を担保するためなどの理由により、取引当事者の合意により、利息の授受を回避しただけにすぎない。当事者の合意があれば、利息を付すことも可能である。したがって、現金とは、本質的に異なっている。

産むか産まないかは、損益計算の視点からすれば、根本的に重要な区分のはずなのに、どうして、事業資産・金融資産分類は、「金融資産」と現金とを括って、金融資産という概念を形成したのであろうか。

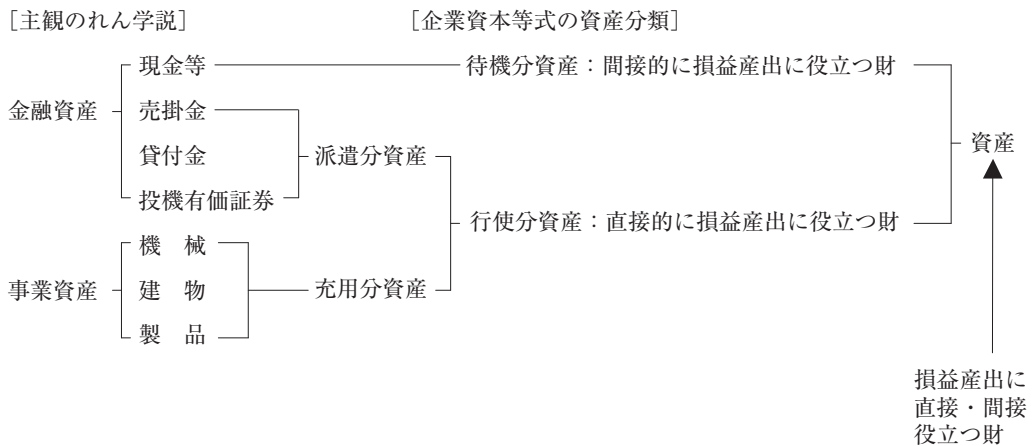
そして、それと表裏の関係において、第2に、現金は、すべての経済財を購入し得る一般購買力をもっているのに、「金融資産」は、そのような一般購買力を具えていないことである。もっとも、「金融資産」にしても価値物であるから、物々交換などを想定すれば分かるように、他の財を購入できる力が、ないわけではない。しかし、それは、きわめて特殊な条件のもとで発揮できるにすぎず、一般購買力をもっているとは、とうてい言えない。一般購買力があるということは、損益獲得の機会があった場合、直ちにその損益獲得活動に資本を投下できるということであるから、損益計算にとっても、重要な意味があるはずである。そうであれば、その点について異質な現金と「金融資産」とを、どうして金融資産という概念に括れるのであろうか。

以上の検討結果からすれば、事業資産・金融資産という資産分類は、損益計算という視点からするかぎり、有意味であるとは言い難いのである。

(ii) 待機分資産・充用分資産・派遣分資産分類の損益計算上の有意味性

その点、企業資本等式に基づく待機分資産・充用分資産・派遣分資産という3分類には、損益計算上の有意味性が、認められるのである。この点を、具体的な項目を用いて、上記の事業資産・金融資産分類と対比して示しておこう。

図表 1



すなわち、企業資本等式においては、まず、それ自体として損益を産むかどうかによって、待機分資産と行使分資産とに大別されている。そこでは、現金と貸付金・投機目的有価証券等（「金融資産」）とが峻別され、一方、それ自体として損益を産む貸付金・投機目的有価証券等（「金融資産」）は、とりあえず、機械・製品等と共に、行使分資産として括られ、他方、それ自体としては損益を産まない現金は、独立の待機分資産として処遇されるのである。しかし、この待

機分資産にしても、損益を産出する諸財（行使分資産）のすべてを直ちに購入し得るという意味では、損益産出に役立っている。そこで、こうした役割をここでは「間接的な役立ち」と表現しておこう。それと対比すれば、行使分資産は、直接的に損益産出に役立つ財と言ってよいであろう。

次いで、この行使分資産は、その損益産出の在り方の相違により、価値生産活動にかかわる充用分資産と資本貸与活動にかかわる派遣分資産とに分別されるのである。

損益計算という計算目的にとっては、企業資本等式の資産3分類のほうが、はるかに合目的的であろう。資産カテゴリーによって評価基準が規定されるという立場に依拠するかぎり、妥当な評価規約を構想するためには、まずもって、損益計算にとり合目的的な資産分類が形成されなければならないのである。そうした視点からは、現金項目の処遇は、各資産分類の基本的な理念を理解するうえで、ゆるがせにできない重要な意味をもっているはずなのである。そのように考えれば、主観のれん学説などによって提唱されている事業資産・金融資産分類は、現行会計における資産の評価規約の基礎にはなり得ない、というのが筆者の立場である。

(iii) 事業資産・金融資産分類の素性

以上のように、事業資産・金融資産分類は、損益計算という計算目的にとっては合目的的ではない。それでは、どのような計算目的に適合するのであろうか。最後に、この資産分類の素性を穿鑿しなければならないが、結論的には、企業価値評価にかかわる資産分類（企業価値評価の測定技法上の便宜にかかわる資産分類）と言ってよいであろう。すなわち、主観のれん学説によれば、個々の資産の企業価値評価額は割引現在価値で測定されるのであるが、その割引現在価値は、金融資産の場合には主観のれんがないので（つまり、 $[\text{割引現在価値} = \text{時価}]$ なので）、時価で測れるのに対して、事業資産については主観のれんがあるので（つまり、 $[\text{割引現在価値} = \text{時価} + \text{主観のれん}]$ なので）、時価では測れないということのようである。したがって、企業価値評価額を知ろうとする場合、金融資産については時価が分かればよいのに対して、事業資産については、時価に加えて、何らかの方法で主観のれん額を推定しなければならない。このように、企業価値評価を算出するさいに、測定技法上の相違があるので、事業資産と金融資産という分別は、企業価値評価を計算目的とする場合には、重要な資産分類になるのである。

したがって、もし会計がみずから企業価値評価額の算出を行なうのなら、つまり、会計の計算目的が企業価値評価額それ自体の算出にあるのなら、事業資産・金融資産という分別は、会計にとって基礎的な資産分類になるはずである。

しかし、主観のれん学説によれば、企業価値評価は、投資家が自己の責任で行なうべきことなのである。しかし、そのさい、上述のように、事業資産については、その主観のれん額の推定が不可欠であるが、そのためには、企業の純利益に関する情報が必要になる。実は、その企業の純利益に関する情報を提供することが、会計の目的だということである。

こうした主観のれん学説の主張は、それ自体としては、妥当であると筆者も考えている。しかし、その場合には、損益計算（純利益の算出）という目的と、企業価値評価という目的とは、峻別されなければならない。すなわち、損益計算（純利益の算出）が会計それ自体の直接的な目的

であるのに対して、企業価値評価というのは、会計が行なった損益計算（純利益の算出）を用いて投資家により遂行されるのであるから、投資家の目的に他ならない。会計の視点からするかぎり、間接的な目的にしかすぎないわけである。そこで、ここでは、会計みずからが直接的に果たすべき損益計算（純利益の算出）を会計の「計算目的」、その純利益を用いて推定される企業価値評価を会計の「目標」という用語によって表現し、峻別しておこう。その場合、会計の計算目的は、純利益の算出に至るまでの処理規約を規定する会計の最高規範という意味において、会計という枠組内の概念と言ってよいであろう。それに対して、会計の目標というのは、会計という枠組によって導出された損益計算（純利益の算出）と投資家自体が行なうべき企業価値評価との関係にかかわっているので、そのかぎりでは、会計外の内容と言ってもよいであろう。

このように、損益計算の遂行（純利益の算出）を会計の目的、（純利益算出後に、その純利益によって遂行される）投資家の企業価値評価への役立ちを会計の目標と位置づけるかぎり、両者は、いわば別個の領域であり、峻別されなければならない。したがって、会計の目標の領域に属する諸概念を、安易に、会計の計算目的にかかわる領域に持ち込んで서는ならないはずである。そうであれば、企業価値評価の領域に適合する事業資産・金融資産分類を、損益計算（純利益の算出）にかかわる会計上の資産分類として持ち込んで서는ならないはずなのである。

しかるに、主観のれん学説においては、どうも、そのようには考えられていないようである。つまり、ある領域における或る概念が、しばしば、その援用可能性に関する格別の検討もないままに、別の領域になし崩し的に適用されているのである。そのため、首尾一貫性の喪失等の理論的破綻がもたらされるといった事態が、至る所に生じているのである。事業資産に関して形成された実現概念を、金融資産の時価評価に伴う保有損益に援用した事例も、その一例にすぎない。もっとも、その点については、時価評価と実現利益の概念とを両立させたということが理論的成果として喧伝されている。しかし、実際には、確たる理論的根拠もないままに、事業資産の売却損益と金融資産の保有損益とが、主観のれんの有無による損益認識の遅速といった量的相違として理解されてしまったのである。つまり、価値生産活動に関する充用分資産（事業資産）と、資本貸与活動に関する派遣分資産（「金融資産」）とは質的相違があるかもしれないといった可能性は、一顧だにされていないのである（そのことによる主観のれん学説の実現概念の理論的破綻については、別稿において改めて取り上げることにする）。

いずれにしても、一方、現金は損益計算の視点からは「金融資産」概念とは異質であること、他方、事業資産・金融資産という資産分類が企業価値評価の素性に属しており、損益計算にとっては合目的的ではないこと、という点にはくれぐれも留意されたい。

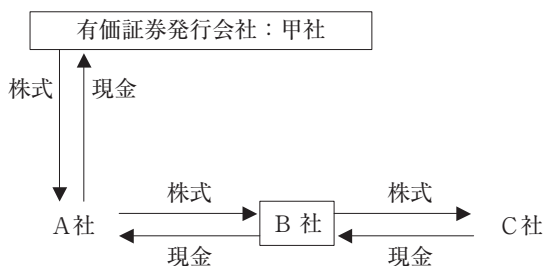
（２） 投機目的有価証券の派遣分資産性

企業資本等式によれば、派遣分資産の一下位カテゴリーとして、投機目的有価証券があるが、それは、一般的には、売買目的有価証券と言われている。しかし、その一般的名称からすると、売買にかかわっていることになるし、現実には市場で売買の対象になっているばかりか、その売却にさいして、一般的には、売却損益が生じているとみなされている。そのかぎりでは、はたして、

派遣分資産の資本貸与活動という概念に適合しているかどうかには、疑念がないわけではない。そこで、この点を検討しておかなくてはならない。

いま甲社が増資をしたので、A社が、それに応じて現金を出資したとする。この売買目的有価証券は、市場性があるので、市場において自由に売買できる。そこで、A社がB社に、さらに、B社がC社に売却したとしよう。それを示せば、次のようになる。

図表 2



この図表におけるBを中心にして考えてみよう。甲に出資したAについてみれば、株式の保有は、明らかに資本の貸与を意味している。しかし、BがそのAよりその株式を取得した場合にも、その株式の保有は、実質的にみて、甲に対して資本を貸与したことを意味しているとみてよいであろう。したがって、甲に対する社員権を肩代わりしたことになり、例えば配当を受領する権利をもつことになる。その権利は、Cへの売却により、株式を手放すまで継続する。

ただし、市場性がある株式の場合には、一般に市場価格があるので、時価の高騰を期待して、投機的に売買されることになる。売買目的有価証券というカテゴリーは、正に、こうした投機を目的としているのである。その場合には、Bは、甲に資本を貸与しているのではあるが、その目的は、資本を貸与した相手の甲からの配当の受取りというより、むしろ、時価変動差額（保有損益）の獲得にあると言ってよいであろう。さらに言えば、配当利得は、時価に反映されているので、時価変動差額による損益に吸収されているわけである。

この点、貸付金のような資本貸与活動の場合には、一般的には譲渡できないので、満期まで保有せざるを得ない。そのため、資本貸与先から支払われる利息の獲得を目的とせざるを得ない。これは、いわゆる満期保有目的の金融資産、あるいは定利獲得目的の金融資産に他ならない。

このように、資本貸与活動には、その目的が、貸付金のように資本貸与先からの受取利息の獲得にあるものと、投機目的有価証券のように資本貸与先からの配当の獲得にではなく、市場における時価変動差額の獲得にあるものというふたつのカテゴリーがあるのである。この後者のように、市場における時価変動差額を獲得するものも、資本貸与が存在していること、したがって派遣分資産に属していることには、くれぐれも留意されたい。

そして、この投機目的有価証券については、売買ということの意義が、価値生産活動におけるそれとはおよそ異なっている点にも留意しなければならない。すなわち、この投機目的有価証券の取引においても、購入時〔有価証券××，現金××〕および売却時〔現金××，有価証券

××]には、交換（いわゆる売買）が生じるが、しかし、そのさいには、基本的には、一切、損益が生じない、という点にはくれぐれも留意されたい。その点で、売却時点の交換によって、会計上の損益が生起する価値生産活動とは、根本的に異なっているのである。

すなわち、投機目的有価証券に関する損益は、資本を貸与していることによる時間的報酬であるから、購入時から売却時までの期間、保有したこと（時価変動のリスクに堪えて保有したこと）によって、保有損益の獲得を享受できるのである。したがって、一方、（Bにとり）甲への資本貸与の開始に他ならない、Aからの甲株式の購入は、その保有損益を獲得できる状態になったことを意味しているし、他方、（Bにとり）甲からの資本貸与の回収に他ならない、Cへの甲株式の売却は、その保有損益の獲得の終焉を意味しているのである。とりわけ後者（Cへの甲株式の売却）の理解がきわめて重要である。そこでは、甲株式を売却したのであるから、現金と甲株式との交換が生じたわけであるが、しかし、その交換は、けっして、価値生産活動の場合におけるように、損益（交換的損益たる売却損益）を産み出すものではない。逆に、損益（時間的報酬としての保有損益）を獲得できなくなった、ということを含意しているのである。そのことは、例えば貸付金が償還（返済）されたさいには、基本的には損益（受取利息）が生じないのと同じく、きわめて当然のことなのである。貸与した資本の回収に他ならない投機目的有価証券の売却も、それとまったく同じ意味合いをもっており、損益が生じる余地など、ないのである。この点は後に詳述するが、くれぐれも留意されたい。

それはともかく、以上のように、投機目的有価証券は、資本貸与にかかわる派遣分資産に属しているとみてよいのである。

II 派遣分資産の測定規約

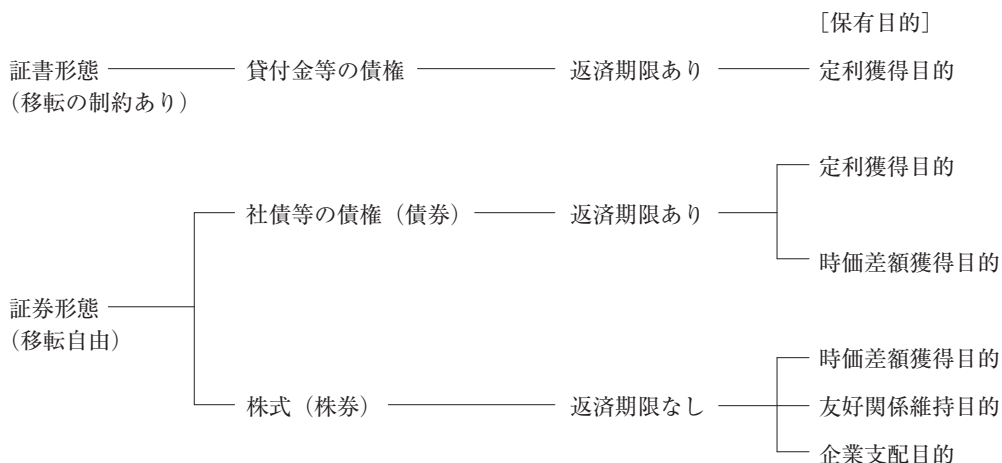
以上のように、事業資産・金融資産分類より、待機分資産・充用分資産・派遣分資産という資産3分類のほうが損益計算という計算目的に対して適合的である、ということが確認できたので、その3資産カテゴリーのうちの派遣分資産の測定規約について概観することとしたい。そのために、まず（1）において、派遣分資産に属する下位カテゴリーを類別しておきたい。

（1）派遣分資産の類別

派遣分資産は、まず、証書形態なのか証券形態なのかに大別できる。言うまでもなく、前者は、基本的には市場が存在せず、したがって移転に制約がある。それに対して、後者は、権利を表章する証券が存在するので、移転が自由である。一般的には、市場が存在すると想定してもよいであろう。こうした形態上の類別と保有目的との関係を見れば、図表3のようになる。

証書形態の派遣分資産というのは、具体的には、貸付金等の債権であるが、移転に制約があること、および返済期限があることのために、定利の獲得を目的とすることになる。証券形態の場合には、社債等の債権（債券）と株式（株券）とに分別できるが、前者の債券には、返済期限の定めがあるが、しかし、5年とか10年とかの長期間のものも含まれているので、定利の獲得のた

図表 3



めばかりではなく、時価の高騰を期待しつつ時価差額の獲得を企図して投機的に保有されることもある。それに対して、他方の株券形態の派遣分資産は、定利支払の約束もないし返済期限も一般的にはないので、定利獲得（満期保有）のために保有されることはなく、時価差額の獲得を企図して投機的に保有されることが、一般的であろう。しかし、それ以外にも、友好関係維持あるいは事業提携のために、相互に株式を持合う場合、あるいは同一の経営方針のもとに事業を遂行するといった、企業支配の目的で株式を保有する場合もある。

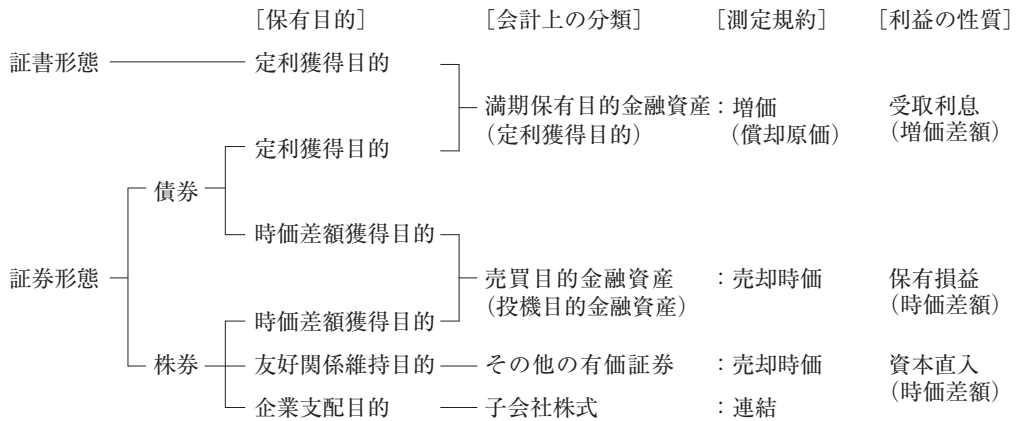
保有目的によって、計上される損益の性質が異なるので、派遣分資産の会計上の測定規約は、結論的には、その保有目的によって規定されなければならない。したがって、派遣分資産も、保有目的によって細区分されることになる。そこで、派遣分資産の会計上の細分類、およびそのそれぞれに関する測定規約および（制度的に規定されている）その損益の性質を整理すれば、図表4のようになる。

以上のように、派遣分資産を、その保有目的に従って、当面、①定利獲得目的の金融資産（一般的には、満期保有目的金融資産）、②投機目的有価証券（一般的には売買目的有価証券）、③その他の有価証券、そして④子会社（関連会社）株式という4個のカテゴリーに識別しておこう。しかし、このうち、④子会社（関連会社）株式は、会計上の計算単位（economic entity）にかかわるいわゆる連結の問題である。そのようにして定まった計算単位に属する諸資産について、その測定規約を規定しなければならない。子会社株式は、親会社の持分に属する子会社の資産・負債・資本を表章しているにすぎないので、そのかぎり³⁾で、子会社株式それ自体に固有の測定規約は、生じない。

また③その他の有価証券についても、制度的には、時価評価されたうえで、その時価差額は資

3) ただし、非連結子会社、および関連会社の株式については、評価の問題が生ずるが、それについては、笠井 [2010] の588～590ページ（とりわけ590ページの註6）を参照されたい。

図表 4



本直入されているが、こうした処理に、筆者は疑念を覚えている。というのは、そもそも、損益計算上時価評価が許容されるのは、時価差額が損益として計上されることが大前提になっていると筆者は考えているからである。損益計算的には、有価証券が時価の差額の獲得を企図しているからこそ、その有価証券が時価で評価される必然性があるのである。損益として時価差額の獲得を企図していないのに、当該有価証券を時価で評価するとしたら、その計算目的は、損益計算ではなく、リスク・実態表示ということになろう。つまり、リスク・実態表示目的を計算目的として措定したときにのみ、その他の有価証券の時価評価が、可能になるのである。しかし、本稿のように、あくまで損益計算を目的とするかぎり（損益計算を計算目的としていると想定される現行会計実践に関する説明理論の構築を企図するかぎり）、損益計算にはかかわりのないその他の有価証券については、貸借対照表上で時価評価することは認められない。仮に時価が何らかの形で有用な情報であるとしても、損益計算にはかかわりがいいじょう、それは、注記あるいは付属明細表で公開すればよいのである。したがって、その他の有価証券についても、ここでは、当面ふれない。

かくして、ここでは、もっぱら、①定利獲得目的金融資産（いわゆる満期保有目的金融資産）、および投機目的有価証券（いわゆる売買目的有価証券）の会計処理を取り上げることとする。まず（2）において、債券形態の金融資産を取り上げ、定利獲得目的金融資産の会計処理と投機目的有価証券のそれとの基本的関係を明らかにする。そのうえで、株券形態の投機目的有価証券の会計処理、および証書形態の定利獲得目的金融資産のその実相を、それぞれ（3）および（4）において穿鑿することにする。

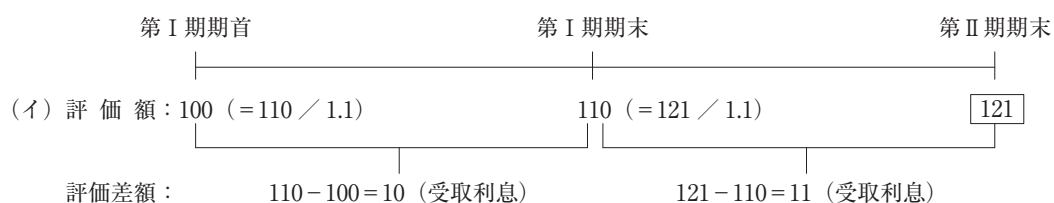
4) このその他の有価証券についても、註3の文献を参照されたい。結論的には、非連結子会社株式、関連会社株式、およびその他の有価証券は、損益計算的には、「配当」獲得目的の有価証券とでも言うべきカテゴリーを構成すべきなのではないかと筆者は考えている

(2) 債券形態の有価証券の測定規約

(i) 定利獲得目的の場合

債券形態の有価証券には、定利獲得目的と投機目的との二者があり得るのであるが、ここでは、まず前者の測定規約を考えることにしよう。いま2年後の第Ⅱ期期末に121のキャッシュインフローが約束されている割引債を、第Ⅰ期期首に購入したとしよう（会計期間は1年）。この割引債発行会社の約定利率が10%であるとした場合、その割引債の各時点における評価額は、将来キャッシュインフローと約定利率とによって一義的に規定される。それを示せば、次の（イ）のようになる。

図表 5



(ロ)	評価額	第Ⅰ期期首 : 100 = 元本額
		第Ⅰ期期末 : 100 × 1.1 = 100 (期首元本額) + 10 (発生利息額) = 110
		第Ⅱ期期末 : 110 × 1.1 = 121 (期首元本額) + 11 (発生利息額) = 121
	評価差額	第Ⅰ期期末 : 第Ⅰ期期末額110 (期首元本額100 + 発生利息額10) - 第Ⅰ期期首額 (期首元本額) 100 = 10 (利息額)
		第Ⅱ期期末 : 第Ⅱ期期末額121 (期首元本額110 + 発生利息額11) - 第Ⅱ期期首額 (期首元本額) 110 = 11 (利息額)

(ハ) 仕訳	第Ⅰ期期首 : 割引債100, 現金 100
	第Ⅰ期期末 : 割引債 10, 受取利息10
	第Ⅱ期期末 : 割引債 11, 受取利息11
	現金121, 割引債 121

各時点の評価額は、(イ) から明らかなように、約定キャッシュインフロー 121と約定利率 10%とによって規定されている。ここでは、100, 110, 121という評価額を増価とよんでおこう（一般的には、償却原価とよばれているが、これらの数値は、明らかに割引現在価値であり原価ではないし、かつ償却（減少）ではなく増加しかないので、償却原価ではない。したがって、以下では、原則として増価という用語を用いる）。この増価という概念が、予め約定された当初のキャッシュインフローおよび利率を用いて算出されている、という点にはくれぐれも留意されたい。

さて、この増価により各時点の割引債を評価すれば、(ロ) の評価額の欄に示したように、第Ⅰ期期末は、元本額（第Ⅰ期期首額）100に発生利息額10を加えた110であるし、第Ⅱ期期末は、

期首元本額（第Ⅱ期期首額）110に発生利息額11を加えた121であるから、定利の獲得を企図した割引債の評価には相応しいと言ってよいであろう。さらに、このように、各期末の評価額が、期首元本額に発生利息額を加算した額になっているので、(ロ)の評価差額の欄に示したように、期末額と期首額との差引計算によって、受取利息が算出されることになる。つまり、定利の獲得という損益計算の論理に適っているわけである。

以上のように、一方、当初の約定キャッシュインフローと約定利率とで算出された割引現在価値額（増価）は、定利（受取利息）の獲得を目的とした場合の債券の適切な評価額であるし、他方、その増価差額は、資本を貸与したことの時間的報酬としての受取利息を適切に表現していると言ってよいのである。この一連のプロセスを表現すれば、(ハ)のような仕訳になるが、こうした処理方法を、ここではアキュムレーション法（利息法）とよんでおこう。

この(ハ)が、定利獲得目的金融資産の正則的な仕訳なので、ここで、その特質を纏めておこう。まず第1に「割引債100、現金100」という入帳仕訳の特質であるが、①その割引債100が、取得原価ではなく割引現在価値であることにまず留意されたい。各時点の評価額が、約定されたキャッシュインフローおよび利率を用いた割引現在価値によってしか算出されないいじょう、入帳時の割引債の金額にしても、割引現在価値ということになる。割引債が割引現在価値100という価値をもっているのです、その購入にさいして、現金100が支出されたのである。けっして、現金100が支出されたので、割引債が100で評価されたのではない、という点に留意されたい。次に、この入帳時においても、割引債と現金との交換が生じているが、しかし、②この交換によっては、損益が生じないという点にも留意されたい。例えば、割引債をもってキャッシュとみなし、かつそのキャッシュの取得をもって実現とみなすならば、この入帳時にも、実現という事態が生じたということになる。しかし、派遣分資産概念によれば、損益（受取利息）は、資本を貸与したことの時間的報酬と定義されているので、「割引債100、現金100」は、資本を貸与したことの始点を意味しており、そこに時間的経過がないいじょう、その時点では、時間的報酬が生じる余地など、あり得ないのである。つまり、損益の定義いかんによっては、交換を意味する入帳時に損益が生じることもあり得るが、派遣分資産の損益は、時間的報酬と定義されているので、第Ⅰ期期首の入帳時（割引債と現金との交換時）には、損益が生じないのである。この点は、後に問題になるので、くれぐれも留意されたい。

第2に「割引債××、受取利息××」という仕訳であるが、そこでは、③損益計算の要素としては、受取利息という利得しか存在しない点も留意されたい。交換的損益の場合には、損益計算の要素としては、収益と費用というふたつの概念が不可欠であるが、割引債のように、そのストック額が時間の経過に従って増価し、そのストック評価差額（増価差額）が損益になるいじょう、損益計算を構成するのは、受取利息（利得）という1要素だけなのである。そして、④受取利息の相手勘定が現金ではなく割引債であることにも、留意すべきであろう。すなわち、受取利息については、それがストック額の2時点の評価差額にしかすぎないいじょう、つまり、評価的フローにしかすぎないいじょう、そもそも物量的フローなど存在し得ない。受取利息の本質が割引債のストック評価額の増加分であるいじょう、受取利息の相手勘定は、割引債以外にはあり得

ないのである。したがって、受取利息の相手勘定が現金であることなど、あり得ないのである。

そして第3に、⑤償還時の仕訳〔現金121, 割引債121〕においても、損益が生じていない点に留意されたい。この償還時の仕訳は、時間的報酬としての受取利息を生み出す資本貸与という経済行為が終焉したことを意味しているもので、ここでも、損益の生ずる余地がないのである。そのことは、資本貸与により時間的報酬の獲得を企図する、という損益産出活動の定義からの論理必然的な帰結なのである（資本貸与活動であるかぎり、現金流入に対する当該金融資産の流出は、本質的には上記した意味をもっているもので、当該金融資産の流出と現金の流入との交換にさいして、損益の生じようがないのである）。

以上を纏めれば、次のようになる。

図表6

- 〔割引債××, 現金××〕： ①割引債の評価額が、取得原価ではなく、割引現在価値であること
 ②時間的報酬獲得の起点を示すにすぎず、損益が生じないこと
- 〔割引債××, 受取利息××〕： ③損益計算が、受取利息（利得）という1要素からなっていること
 ④受取利息の相手勘定が、現金ではなく、割引債であること
- 〔現金××, 割引債××〕： ⑤時間的報酬獲得の終焉を示すにすぎず、損益が生じないこと

以上の特質は、実は、定利獲得目的金融資産だけではなく、派遣分資産一般の特質でもある。したがって、投機目的有価証券にも当て嵌まるので、きわめて重要なのである。

(ii) 投機目的の場合

定利獲得目的の場合には、割引債は、以上のように、元本額に、(複利計算された)それまでに発生した利息額を加算した増価で評価されるべきなのである。しかし、その増価は、けっして時価ではない。ということは、割引債には、この増価とは別に、時価が存在するのである。すなわち、割引債の場合、キャッシュインフローの額は予め券面額として定まっているが、その実質利率は、たえず変動している。言うまでもなく、市中金利にしても、割引債発行会社の信用リスクにしても、常に変動しているからである。もちろん、第I期期首の約定利率は実質利率のはずであるが、割引債発行会社の実質利率が第I期期末には5%、そして第II期期末には7%であったとすると、この割引債の時価は、図表7の(ロ)のようになる。

つまり、割引債は、増価の他に、時価という評価基準があるのであるが、もしこの割引債の購入者が、他者より、利率の変動をより正確に予測できると考えるなら、(利率の低下による)時価の高騰を想定するかもしれない。そうであれば、定利の獲得のためにはではなく、その時価変動差額の獲得を期待して、割引債を購入するかもしれない。しかし、その場合には、契約によって保証された金利の獲得とは異なり、時価の高騰は単なる予測にしかすぎないので、時価が低落し、損失を被ることもある。したがって、こうした割引債の購入は、投機目的を企図していることになる。

図表 7

	第 I 期期首	第 I 期期末	第 II 期期末
(イ) 約定利率	10%	10%	10%
増価	100 (= 121 / 1.1 ²)	110 (= 121 / 1.1 ¹)	121 (= 121 / 1.1 ⁰)
(ロ) 実質利率	10%	5%	7%
時価	100 (= 121 / 1.1 ²)	115 (= 121 / 1.05 ¹)	121 (= 121 / 1.07 ⁰)
(ハ) 時価評価に基づく仕訳	[投機割引債100, 現金100]	[投機割引債15, 保有利得15]	[現金121, 投機割引債115 売却益 6]

このように、割引債のような債券については、損益計算の視点からするかぎり、定利獲得目的（満期保有目的）のケースと、投機目的のケースとがあるのである。前者の処理規約については（i）で述べたので、ここでは、後者のそれを組上に載せなければならないが、まず一般になされている仕訳をみておこう。そこで、先の条件のもとに、その割引債を投機目的で購入し、いささか不自然ではあるが、第 II 期期末に売却したとしよう。一般になされている仕訳は、図表 7 の（ハ）である。つまり、保有時には、時価差額で測定される保有利得が、そして売却時には、売却損益が計上されるのである（さらに、保有利得の相手勘定が、投機割引債である点にも留意された）。このように、一般的には、投機目的の有価証券の取引については、保有損益と売却損益とが、共に生ずるとされているわけである。しかし、それにもかかわらず、こうしたふたつの損益が計上されることの妥当性は、まったく論証されていないのであるが、その点の詳細は、別稿に譲ることにし、ここでは、その処理規約の基本的考え方だけを確認しておこう。

すなわち、投機目的の割引債については、時価で評価され、その時価差額が保有損益として認識される。つまり、この割引債は、時価の高騰を期待し、その時価差額のだけの損益（保有損益）の獲得を企図して購入されたものであるから、この割引債自体を時価で評価し、その評価差額を損益とすることに、妥当性が認められると言ってよいであろう。

（iii）増価と時価との関係

以上のように、割引債は、定利獲得目的と時価差額獲得目的という保有目的の相違に従って、それぞれ、増価と時価とで評価されるのであるが、ここでは、その増価と時価との関係についてみておこう。

ここでは、両者が、共に割引現在価値という素性に属している点にくれぐれも留意すべきであろう。すなわち、割引現在価値というのは、何らかの将来の期待キャッシュインフローを何らかの利率で各時点の価値に引き戻した数値であるから、その構成要素は、期待キャッシュインフローおよび利率である。しかし、ここで取扱っているのは割引債であるから、定利獲得目的で

あろうと投機目的であろうと、その構成要素のうちの期待キャッシュインフローは、券面額として変わることはない。しかし、利子率のほうは、一般に、時間の推移により変動している。しかし、定利獲得目的の場合には、当初の利子率に基づく定利の獲得を目的としているのであるから、発行会社の実質利子率の変動いかによらず、当初の利子率に従って割引現在価値を算出すれば、それが、おのずと増価になり、そしてその増価の差額が、約定された受取利息になる。

それに対して、時間の推移に伴って変動した実質利子率を用いて割引現在価値を算出すれば、時価になる。したがって、時価差額の獲得を企図する投機目的の割引債については、この変動する実質利子率を用いた割引現在価値を算出すれば、おのずと時価になり、そしてその時価差額が、投機的損益としての保有損益になるわけである。

そこで、現時点でみて、 n 年後の期待キャッシュインフローを C 、当初の利子率を R 、現時点の利子率を R' とすれば、時価・増価・割引現在価値の関係は、次のように定式化できる。

図表 8

$$\begin{array}{l} \text{増価} : C / (1 + R)^n \\ \text{時価} : C / (1 + R')^n \end{array} \left. \vphantom{\begin{array}{l} \text{増価} \\ \text{時価} \end{array}} \right\} \text{割引現在価値}$$

つまり、増価にしても、その利子率については、現時点の最新のデータを取り込んではいないものの、しかし、割引現在価値という点では、時価と異なるところは、ないのである。これまでのところ、いわゆる売買目的有価証券の時価評価だけが脚光を浴び、ともすれば、一般的に償却原価とよばれているこの増価概念は影が薄く、その素性は、けっして明らかになっていない。むしろ、償却原価という呼称が暗示するように、むしろ、取得原価との類縁性が強調されがちなのである。しかし、そうした類縁性があるなら、償却原価と取得原価との上位概念が明確に定式化されるべきにもかかわらず、そうした上位概念など一切提示されておらず、そのかぎり、一般的に用いられている償却原価という概念は、曖昧模糊としているのである。

しかし、上記のように、増価概念としてみるかぎり、その素性は、時価と同じ割引現在価値に属しているのである。したがって、増価と時価とには、割引現在価値という上位概念が存在し、かつ、その種差（相違）は、利子率につき、当初の利子率を用いるのか各時点における実質利子率を用いるのか、という点に認められるのである。

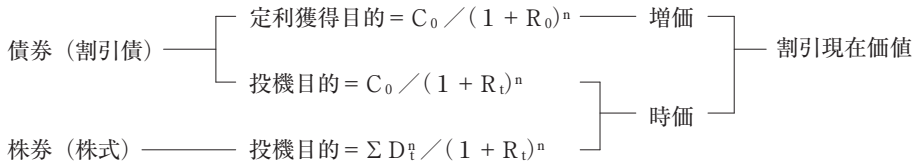
(3) 株券形態の有価証券の測定規約

次に、株券形態の有価証券（株式）を取り上げよう。この株式は、一般に、一方、その償還期限の定めは原則としてないし、他方、その時間的報酬としての配当にしても、利益がある場合に限られ、定額の支払が予定されているわけではない。したがって、(2) で検討した債券形態の有価証券のように、定利獲得目的（満期保有目的）といった概念が成立する余地は、ない。ここでは、もっぱら、時価の高騰を狙って時価差額の獲得を企図する投機目的が、問題になる。その

かぎりでは、(2)(ii)で述べた処理規約が、基本的には妥当するとみてよい。しかし、債券(債権)と株券(株式)という相違を反映して、時価概念の内容が異なっているので、ここでは、その点にふれておこう。

一般に株式の時価は、将来の期待される配当流列を株式発行会社の利子率によって現在の価値に引き戻した割引現在価値によって規定されると考えられている。すなわち、将来の期待される配当流列が D^1, D^2, \dots, D^n (D^n : 売却時である第 n 期の処分額)、そして利子率が R とすれば、時価は、 $\sum D^n / (1 + R)^n$ という算式によって算出されるのであるから、割引現在価値に他ならない。ただし、株式の場合には、期待されるキャッシュインフローの流列が配当であるから、債権の場合とは異なり、一定であることはない。各期(例えば第 t 期)において、最新の情報を組み込んだ、配当流列 $D_t^1, D_t^2, \dots, D_t^n$ および利子率 R_t を用いて割引現在価値が算出されるのである。(2)(ii)で示した債券(割引債)における増価と時価との関係を、株券(株式)を含めて示せば、次のようになる。

図表 9



C_0 : 当初に約定されたキャッシュインフロー(券面額)

D_t^n : t 時点で改訂された配当流列

R_0 : 当初に約定された利子率

R_t : t 時点で改訂された利子率

再三述べているように、増価は、当初の C_0 と R_0 に基づいて算出されるのに対して、時価は、最新の情報を反映した R_t あるいは $D_t^n \cdot R_t$ に基づいて算出されるのである。しかし、いずれも、割引現在価値である点には、くれぐれも留意されたい。

(4) 証書形態の金融資産の測定原則

(i) 現行会計実践における貸付金・売掛金の通説的な処理規約

投机目的の有価証券および定利獲得目的の有価証券(利息の一括後払いの割引債等)については、(2)および(3)で述べたように、当該有価証券は、①何らかの割引現在価値で測定されること、②その評価差額が損益(受取利息・保有損益)になること、そして③その損益に対応するのは、(現金ではなく)当該有価証券であること、という共通の処理規約に服していた。しかし、その点、証書形態の金融資産、例えば貸付金・売掛金はどうであろうか。

いま、(イ)第I期期首に現金100を2年の約束で貸付けたとし、利息10%は各期末に現金で受

取るケース、および（ロ）現金売りなら100、掛売りなら20%割増しの120という条件のもとで、掛売りし、順調に回収したというケース（いずれも会計期間は1年）を想定し、今日、一般になされている仕訳を示せば、次のようになる。

図表10

（イ）第Ⅰ期期首：貸付金	100	現 金	100
第Ⅰ期期末：現 金	10	受取利息	10
第Ⅱ期期末：現 金	10	受取利息	10
現 金	100	貸付金	100
（ロ）販 売 時：売掛金	120	現 金	120
回 収 時：現 金	120	売掛金	120

まず（イ）貸付金であるが、この貸付金が、割引現在価値で評価されているとは思われない（常識的に考えれば、取得原価で評価されているということになる）。したがって、その受取利息が割引現在価値の差額によって算出されているのかどうかは、不明である。さらに、受取利息の相手勘定は、現金であり、貸付金ではない。つまり、少なくとも仕訳の形態からすれば、（2）で想定した定利獲得目的金融資産の一般的処理規約とはまったく異なっている。これは、どのように考えたらよいのであろうか。

次に（ロ）売掛金については、さらに不可思議である。すなわち、現金売りなら現金が即座に当社に流入し、種々の用途に利用できたはずである。掛売りというのは、その現金資金の便益を売上先に利用させることに他ならない。したがって、資本信用を提供した貸付金のように現金の積極的な引渡しこそないが、流通に伴うひとつの信用提供行為であり、そのかぎりでは、貸付金と異なることはない。そのような信用提供行為（資金を利用させる行為）が、一般的には、無償でなされることはない。そこには、利息が随伴するはずであるが、順調に推移した場合、今日一般になされている図表10の仕訳（ロ）によれば、損益が生じないのである。

また、販売時における売掛金の数値120は、将来収入額であるから、割引現在価値ではない。とすれば、（2）および（3）で想定した有価証券の一般的測定値（割引現在価値）との関係は、どのように考えたらよいのであろうか。さらに、会計は現実になされた企業の経済活動に基づく処分可能利益の算出を計算目的としているのであるが、将来時点の収入額による測定値は、そうした会計の事後計算性にそぐっているのであろうか。

そうした疑念が湧出するのである。このような会計処理を許容している今日の会計理論によっては、現行会計実践が合理的に説明されているとは、とうてい思われないのである。そこで、以下、検討することとしたい。

（ii）貸付金の妥当な処理規約

結論的には、図表10（イ）における貸付金の仕訳は、理論的には妥当ではないと本稿は考えている。その点は、第Ⅰ期期末および第Ⅱ期期末の受取利息にかかわる仕訳〔現金××，受取利息××〕に端的に顕現化している。そもそも、こうした仕訳など、理論的に成立するのであろうか。

すなわち、この仕訳においては、現金が一方的に流入しているが、現金拾得などの例外を除き、いわゆる経済行為において、そうした現金の一方的流入ということなど、あり得るのであるだろうか。換言すれば、現金という財貨のいわば物量的フローの流入があった場合、他方で、それに対応する何らの財貨・用役の流出があっても、しかるべきなのではないだろうか。例えば（イ）商品の出（[(借)現金××, (貸)商品××, 販売益××]）とか、あるいは（ロ）将来の現金の出（[(借)現金××, (貸)借入金××]）とかが、あるのではないだろうか。

もっとも、[(借)現金××, (貸)売上××]といった仕訳はたしかに存在するが、そうした収益の計上に関する仕訳には、[(借)売上原価××, (貸)商品××]といった費用に関する仕訳が、必ず随伴する（このふたつの仕訳の売上と売上原価とを相殺して販売益とすれば、結局、[(借)現金××, (貸)商品××, 販売益××]という、前記の仕訳（イ）に帰着する）。しかし、受取利息の場合には、それに対応するどのような費用が、あるのであるだろうか。受取利息には、それに対応する費用概念など、あり得ないはずなのである。

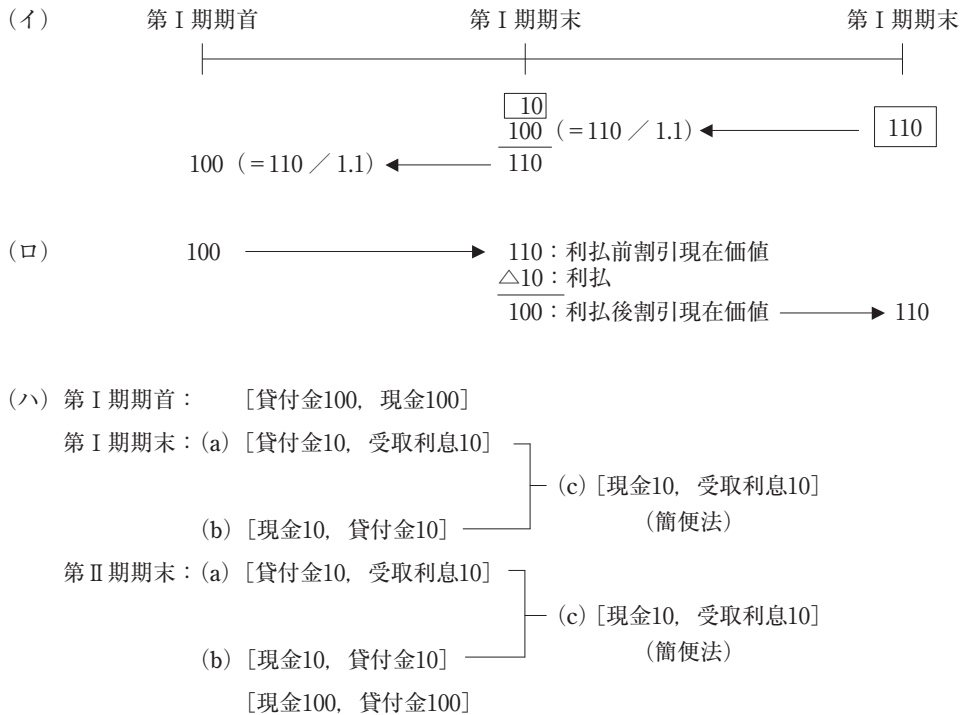
そうした意味において、[現金××, 受取利息××]という仕訳については、理論的に問題があると筆者は考えている。それでは、どのように考えたらよいのであるだろうか。結論的には、割引現在価値評価を念頭におきつつ、利払前の割引現在価値と利払後のそれとを峻別することが必要であると筆者は考えている。

貸付金の場合、割引債とは異なり、そのキャッシュインフローが、償還時だけではなく、各期末にもある。上記の事例では、償還時の110のみならず、第I期期末にも10のキャッシュインフローが生起するのである。そのことを勘案して、割引現在価値の推移をみれば、図表11の（イ）および（ロ）のようになる。その（ロ）に基づいて仕訳すれば、（ハ）のようになるはずである。

割引債の場合には、将来のキャッシュインフローが償還時の1回だけだったのに対して、貸付金の場合には、（イ）の□で囲んだ数値が示すように、返済時のみならず各期末にもある、という点で異なっている。しかし、考え方はまったく同じであり、（ロ）に示したように、第I期期首の債権価値100が、時間の経過により利息額だけ増え、第I期期末には110（利払前割引現在価値）になる（(a)の仕訳）。つまり、貸付金の債権価値（割引現在価値）が、第I期期首から第I期期末への時間の経過により、100から110に増価しているが、それが、受取利息を産み出しているのである。割引債の場合には、利息は償還時に支払われるので、この時点では、それ（利息分の増価）以外に、割引現在価値の変動はないが、貸付金の場合には、その利息額10が現金で支払われるので、それに随伴して、貸付金のキャッシュインフローの期待額が減少し、その割引現在価値も減少する（(b)の仕訳）。つまり、現金の入りは、同額だけの貸付金の債権価値（割引現在価値）を低めるから、本来、損益は生じないのである。しかし、貸付金の場合、利息で増えた貸付金の割引現在価値が、必ず現金支払により減少するので、正則法の仕訳（a）（b）における貸付金が相殺されて、今日一般になされている（c）が、普及したのであろう。

そのように考えれば、（c）は簡便法にしかすぎず、正則法（a）（b）によって考えれば、貸付金にしても、当初の利子率を用いた割引現在価値を忠実に反映しているのである。すなわち、貸付金自体も、当初の利子率を用いた割引現在価値で測定されているし、またその2時点差額が、

図表11



受取利息を形成しているのである。つまり、正則法でみるかぎり、貸付金の会計処理も、(2) (イ) で説明した割引債のそれと異なるところはまったくなく、アキュムレーション法(利息法)なのである。

しかし、簡便法によるかぎり、こうした実相は、ついに見えてこない。もちろん、実践においては、経済性が作用するので、簡便法でも一向に差し支えないが、理論研究にさいしては、正則法に立ち戻らなければならない。それにもかかわらず、そのことの重要性が、会計学の研究者・学習者によって認識されていない。したがって、簡便法を例外処理とみなして、複数の処理方法の存在(つまり統一した処理規約の欠如)が是認されてしまっているのである。

(iii) 売掛金の妥当な処理規約

次に売掛金であるが、結論的には、図表10(ロ)に示した仕訳は、理論的に誤りであると筆者は考えている。まず現金売り額の100と掛売り額の120との差額20は、掛売りした場合における販売時から回収時までの信用提供行為に関する利息に相当する(その他にリスクも含まれているが、当年度外視する)。したがって、現実には信用を提供した回収時点において、利息20が、発生する(この事例では、利率は20%である)。つまり、売掛金が120という債権価値になっているのは、回収時点においてなのである。そうであれば、販売時点の売掛金を120で測定することが、そもそも理論的に誤りなのである。純理論的には、販売時点における売掛金の債権価値は、将来期待キャッシュインフロー120を20%の利率で販売時点の価値に引き戻した数値100(=120/1.2)

のはずである。つまり、現金売りの金額と同額のはずなのである。掛売りで販売したが、売上先が何らかの事情で直ちに支払を希望した場合、契約上のペナルティがある場合などを除き、経済的には、現金売りと同じく100だけの収入があればよいはずである。つまり、販売時点で提供した信用は、現金売りの金額100にすぎない。そうであれば、販売時点における売掛金の債権価値は、100に他ならない。販売時点では100であった債権価値が、資本貸与の履行に基づく利息が発生することによって、回収時点には120になったのである。

以上を纏めれば、次のようになる。

図表12

	販売時	回収時

(イ) 売掛金の評価額	100 (= 120 / 1.2)	120 (= 120 / 1.2 ⁰)
(ロ) 仕訳	売掛金100, 売上100	売掛金 20, 受取利息20 現金120, 売掛金120

以上のように考えれば、売掛金についても、①割引現在価値で評価すること、②その評価差額を損益とすること、そして③その損益の相手勘定を売掛金とすることによって、合理的に説明できるようになるのである。売掛金にしても、それを合理的に説明しようとするかぎり、派遣分資産一般のアキュムレーション法（利息法）に服しているのである。

ちなみに、売掛金を将来収入額で評価するといった誤った処理規約が形成されたのは、おそらく、売掛金を価値生産活動における貨幣性資産とみなしたことに起因しているともみてよいであろう。すなわち、損益産出活動としては価値生産活動 $[G - W - G']$ しかないという前提に依拠するかぎり、価値を創出する（損益を産む）のは、 W だけのはずである。したがって、売掛金を、(G' の延長線上にある) 貨幣性資産とみなすかぎり、論理的には、売掛金は、損益を産んではならないのである。そうした立場からすれば、図表12 (ロ) のような仕訳は、損益を産んでしまうので好ましいものではない。自己の立場に都合のよい帰結を得るためには、売掛金にかかわる取引を合理的に説明できるかどうかとは無関係に、図表10 (ロ) のような仕訳でなくてはならない。その場合には、順調に推移するかぎり、たしかに、損益は生じないからである。

しかしながら、ある学説の採用した基本的前提（この場合には、損益産出活動は価値生産活動しかない、という前提）というものは、ひとつの仮定に他ならない。したがって、それが会計実践における現実の会計事象を合理的に説明しているかどうかによって、その妥当性が問われなければならない。もし合理的に説明できなければ、その仮定は棄却され、別の仮定が形成されなければならない。それなのに、その基本的前提に好都合な処理規約を一方的に定めさえすればよいというのは、理論の驕慢とでも言うべきであろう。会計学が科学的営為であるというのなら、そのようにして形成された処理規約の妥当性が、何らかの形で論証されなければならないはずなのであ

る。ひいては、そのことを通して、基本的な前提そのものの妥当性が、問われなければならないはずなのである。

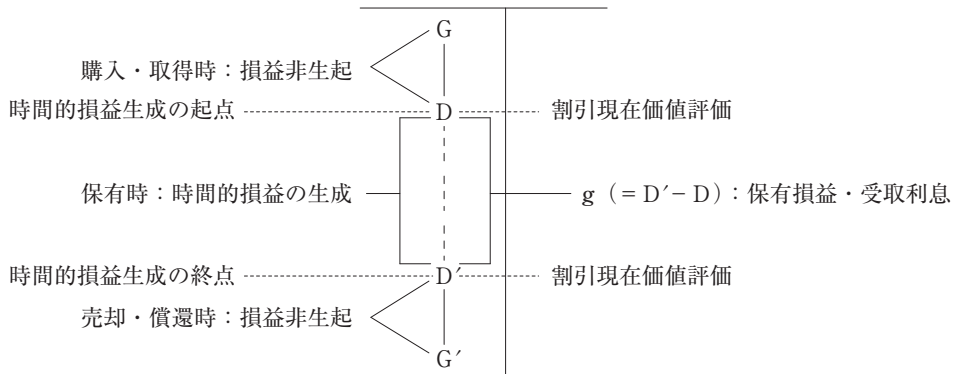
Ⅲ 資産の概念規定（資産分類）と測定規約との関係

（1）企業資本等式

Ⅱにおいて、企業資本等式に依拠した派遣分資産に関する測定規約を概観した。そこで、纏めを兼ねて、Ⅰでふれた派遣分資産の概念規定（資産分類）の視点から、そうした測定規約の妥当性を確認しておきたい。

そこで、まず派遣分資産という上位概念の測定規約であるが、そもそも、この派遣分資産という概念は、資本貸与に基づき、保有目的に規定された割引現在価値の変動差額（という時間的損益）の獲得を企図する損益産出活動であるから、その損益は、派遣分資産の保有中に生ずるのである。もちろん、保有するためには、購入あるいは取得という行為が不可欠であるし、また保有の終焉を意味する売却あるいは償還という行為も、存在する。しかし、前者の購入・取得というのは、資本貸与による時間的損益を獲得するための起点を、後者の売却・償還というのは、資本貸与による時間的損益を獲得することの終点を意味している。したがって、そこでは、損益は、一切生じないのである。派遣分資産の保有中において、保有の時間的推移によってのみ損益が生ずる、という点にはくれぐれも留意されたい。念のため、これを図示すれば、次のようになる。

図表13

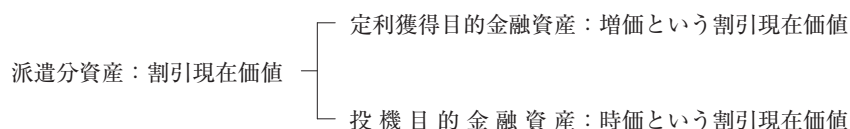


このように、保有時に時間的損益をもたらす派遣分資産一般に関する測定規約の特質は、①当該派遣分資産は何らかの割引現在価値で測定されること（つまり、取得原価にはかわりがないこと）、②割引現在価値の差額が損益となること（つまり、損益計算の要素は、評価損益という一面だけであること、逆に言えば、収益と費用という2要素はないこと）、そして③その評価損益の相手勘定は、当該金融資産であること（つまり、相手勘定は現金等ではないこと）の3点に纏めることができる。

次に、この派遣分資産は、当面、保有目的の相違に従って、定利獲得目的金融資産と投機目的金融資産というふたつの下位カテゴリーに分別されるが、その測定規約上の種差（相違）は、両者に使用されている割引現在価値概念の相違にある。つまり、その保有目的の相違（意図された損益獲得活動の相違）によって、おのずと、そこで使用される割引現在価値の内容が異なってくるわけである。具体的にみれば、その割引現在価値は、投機目的金融資産の場合には、時価変動差額の獲得を企図しているのであるから、最新の利子率あるいは最新の利子率・キャッシュインフローにより算出された時価になり、定利獲得目的金融資産の場合には、当初に約定された定利の獲得を企図しているため、当初の（契約された）利子率により算出された増価になるのである。時価も増価も、共に、将来キャッシュインフローと利子率という計算要素によって算出されるのであるが、増価が、将来キャッシュインフローおよび利子率のいずれについても当初のを使用するのに対して、時価は、利子率あるいは利子率・キャッシュインフローにつき最新のを使用する、という点に相違があるにすぎない。

こうした測定規約が体系内的に整合性をもっていることは、明らかであるが、それを示せば、次のようになる。

図表14

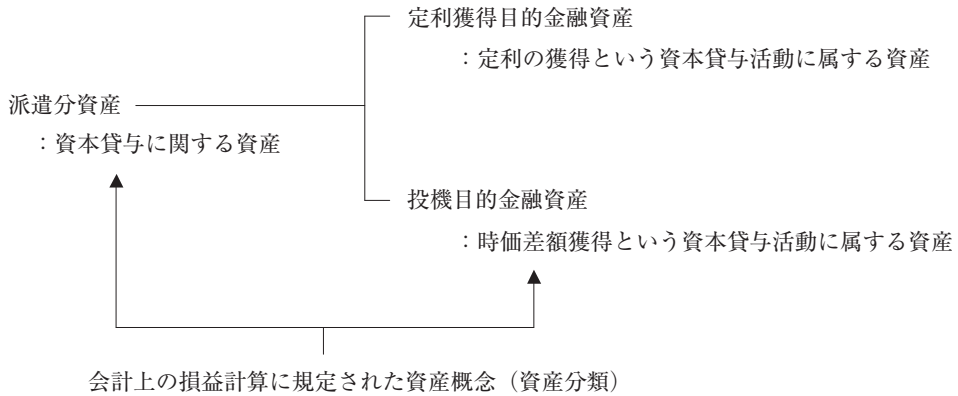


すなわち、上位概念としての派遣分資産についての割引現在価値という評価が、増価と時価という下位概念に分別されているのであるが、上記のように、増価にしても時価にしても、同じく割引現在価値に属しているのである。したがって、上位概念としての割引現在価値が、下位概念として増価と時価とに細分類されたとしても、何の問題もない。逆に言えば、下位概念としての増価と時価とは、単に割引現在価値を構成する要素が当初のものか最新のものかという相違にすぎないのであるから、割引現在価値という上位概念で括ることは、論理的に可能のはずである。

以上のように考えれば、図表14に纏めた、企業資本等式における派遣分資産の測定規約は、体系内的な整合性を具えていると言ってよいであろう。そして、測定規約のそうした整合性を支えているのは、Iで言及した、企業資本等式における派遣分資産の概念規定（資産分類）に他ならない。それを示せば、図表15のようになる。

つまり、定利獲得目的金融資産と投機目的金融資産とは、同一の資本貸与活動に属しつつ、単にその資本貸与の目的が定利獲得活動か時価差額獲得活動かという相違を分別したものにすぎないであろう。派遣分資産という上位概念と定利獲得目的金融資産・投機目的金融資産という下位概念とは、整合性があるし、かつ、共に、会計上の損益計算に規定された資産概念（資産分類）であるいじょう、会計的計算体系として合目的性も具えているのである。

図表15



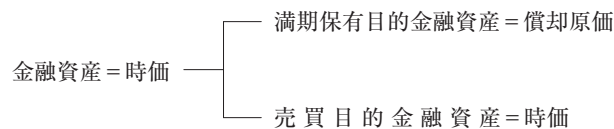
こうした資産分類にそぐう測定規約を定めるならば、その資産分類の整合性に規定されて、測定規約自体にしても、当然のことに、論理的整合性を具えることになる。

企業資本等式のような論理的整合性を具えることは、理論としては、きわめて当然のことであり、そうした整合性の欠如した学説は、本来的には、理論体系とは言えないはずである。しかしながら、会計理論においては、必ずしも、そのようには考えられていないようである。その点を、主観のれん学説によって考えておこう。

(2) 主観のれん学説

主観のれん学説によれば、Iでみたように、金融資産一般は、主観のれんがなく、[割引現在価値=時価]という関係にあるので、時価で評価される。それにもかかわらず、満期保有目的金融資産は償却原価（増価）で、また売買目的金融資産は時価で評価されるのである。それを示せば、次のようになる。

図表16



しかしながら、こうした測定規約が、本当に成立するのであろうか。時価が、その下位概念として、時価と償却原価とに分別されることなど、理論的にあり得るのであろうか。

逆に言えば、時価と償却原価とが、その一方の要素である時価によって括られることなど、本当に、理論的に成立するのであろうか。

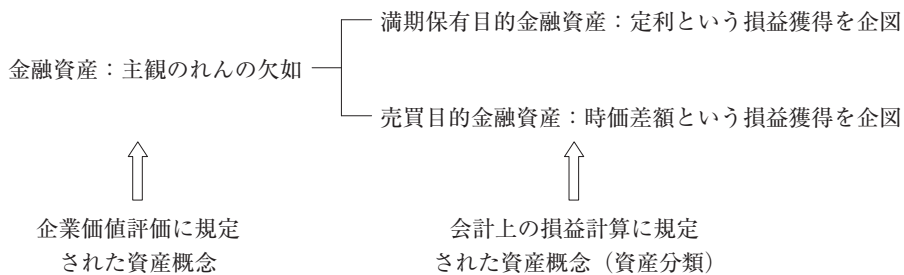
ごく単純な事例を取り上げれば、例えば動物と植物とを、生物という上位概念で括ることは理解できる。しかし、下位概念の一要素たる例えば動物によって括ることなど、論理的に不可能で

あろう。図表16の測定規約には、そうした整合性の欠如が認められるのである。

もっとも、この点、「金融資産の時価評価は、原理的には正しいが、一般性がない」といった説明によって正当化されているようである。しかし、こうした論理を認めるなら、どのようなものでも、原理として措定することが、可能になってしまうであろう。そもそも、一般性がないものが、どうして原理的に正しいと言えるのであろうか。

こうした理論的破綻が生じたのは、金融資産という上位概念の資産概念を規定する論理と、満期保有目的金融資産・売買目的金融資産という下位概念の資産概念（資産分類）を規定する論理とが、異なっているからである。すなわち、前者の金融資産一般の特質は、主観のれんの欠如に求められているのであるから、企業価値評価の論理にたっている。それに対して、満期保有目的金融資産と売買目的金融資産との相違は、企図される損益の相違にあるのであるから、会計上の損益計算の論理にある。それを示せば、次のようになる。

図表17



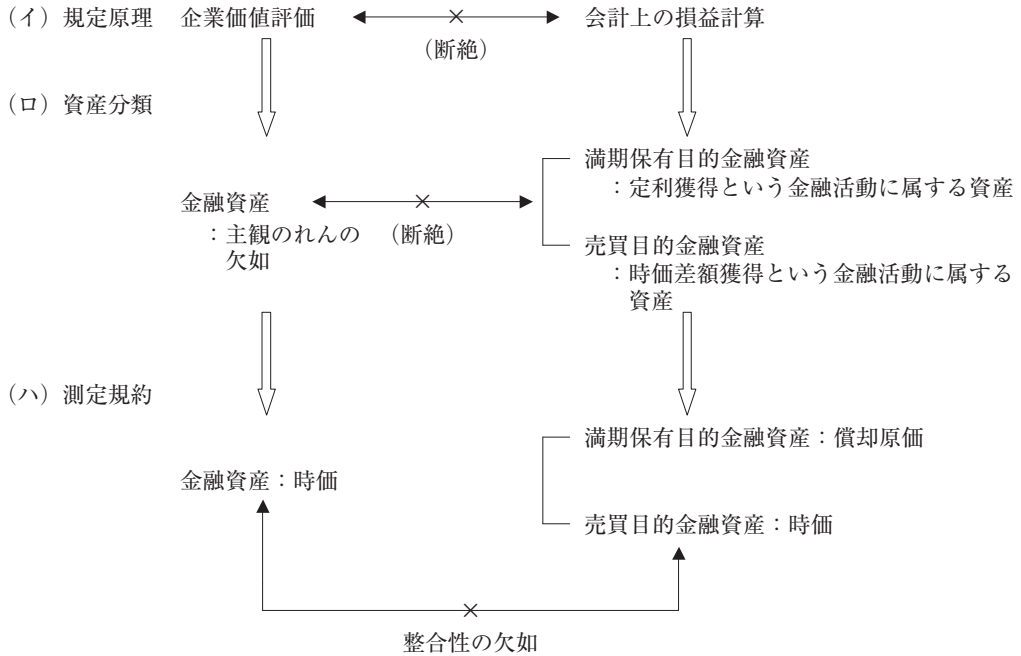
このように、上位概念である金融資産概念を規定する論理と、下位概念である満期保有目的金融資産・売買目的金融資産という資産分類を規定する論理とが異なっているいじょう、本来、金融資産という上位概念と、満期保有目的金融資産・売買目的金融資産という資産の細分類とは、結び付かないのである。したがって、金融資産という上位概念を細分化しても、満期保有目的金融資産・売買目的金融資産という下位分類には、理論的には行き着かないはずなのである。

しかるに、主観のれん学説は、そうした点を検討することなく、金融資産と満期保有目的金融資産・売買目的金融資産という細分類とを無造作に結び付けてしまったのである。そのために、図表16にみられるように、測定規約が理論的に破綻してしまったのである。

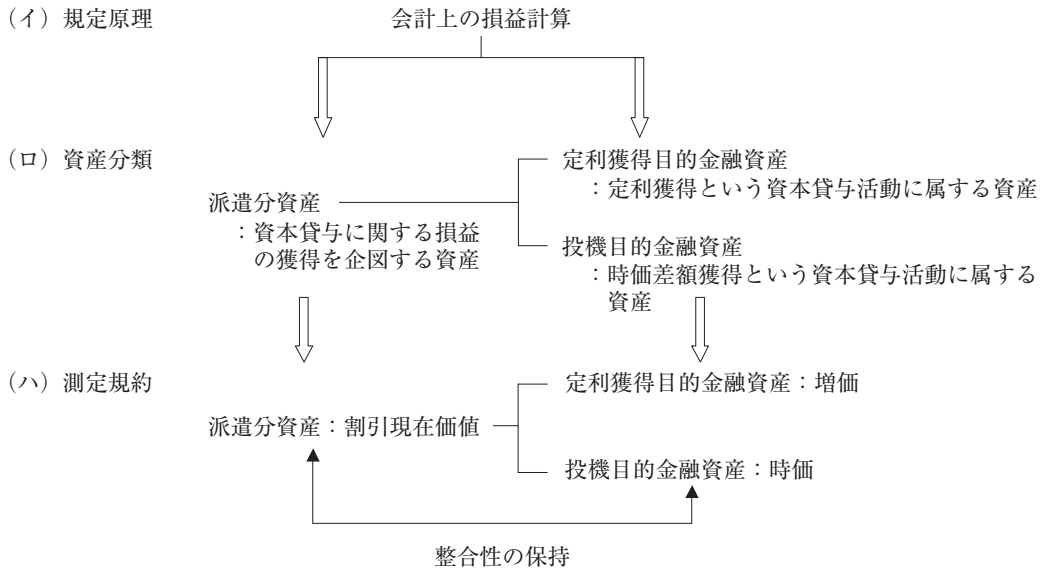
測定規約形成において、資産分類との関連で整合性を保持することの重要性を改めて認識すべきであろう。その重要性に鑑み、重複するが、改めて、企業資本等式および主観のれん学説の考え方を図表18に対比的に示しておいた。

図表18

[主観のれん学説]



[企業資本等式]



参 考 文 献

笠井 [2005] : 笠井昭次著『現代会計論』慶應義塾大学出版会

笠井 [2010] : 笠井昭次著『現代日本会計学説批判——評価論に関する類型論的検討——Ⅳ』慶應義塾大学出版会